

会費及び入会金に関する規約

(趣旨)

第1 この規約は、会則第7条の規定にもとづき、会員の入会金及び会費並びにその納入方法について定める。

(入会金)

第2 入会金は、2,000円とする。

(会費)

第3 会費は、1口5,000円とする。

2 会費の口数の算定は、別表を基準とする。

(納入方法)

第4 会費は毎年7月末までに、入会金は入会申込みの際、所定の納付書により納入しなければならない。ただし、年度途中において入会した場合は、入会后1ヵ月以内に納入するものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

昭和56年4月1日一部改正

昭和61年4月1日一部改正

平成3年6月7日一部改正

別表

会費算定基準表

	危険物許可数量 (貯蔵取扱量)	従業員数 (事業所の規模)	口数	会費年額
A	指走数量の倍数が 300 以下	50 人以下	1	5,000 円
B	300 をこえ 500 以下	50 人をこえ 100 人 以下	2	10,000 円
C	500 をこえ 1,000 以下	100 人をこえ 500 人以下	3	15,000 円
D	1,000 をこえ 2,000 以下	500 人をこえ 1,000 人以下	4	20,000 円
E	2,000 をこえる	1,000 人をこえる	5	25,000 円

(算定方法)

会員事業所の危険物許可数量及び従業員数を算定基準表にあてはめ、それぞれの会費額のうち、高額となるものをその事業所の会費額とする。